景観形成基準チェックシート【一般地区・沿道景観形成地区（　　　　　　　　ゾーン）】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 行 為 の 場 所 | 伊勢市 |
| 行為の種類 | □　建築物の建築等□　工作物の建設等□　都市計画法第４条第12項に規定する開発行為□　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更□　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積 |

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観計画区域区分 | □　一般地区　　　　　　　　□　沿道景観形成地区□　重点地区（重点地区の場合は、重点地区用のシートを使用してください。） |
| □　中心商業業務ゾーン　　　□　市街地ゾーン　　□　集落・農地ゾーン　　　　□　自然環境ゾーン |
| 背景や周辺の景観特性※該当するものすべてにチェック | 【景観要素】□　商業業務地　　　□　住宅地　　　□　既存集落　　　□　田園　　　□　山林　　□　里山　　　　　　□　レクリエーション施設、工業地等　 |
| 【軸】□　道路－道路の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　鉄道－鉄道の名称（　　　　近鉄　　　　・　　　　ＪＲ線　　　　）□　河川－河川の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　海岸－海岸の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　緑（グリーンフロント）－山林・里山の名称（　　　　　　　　　　） |
| 【拠点】□　内宮おはらい町地区及びその周辺　　□　二見町茶屋地区及びその周辺　□　伊勢市駅周辺及び外宮周辺　　　　　□　河崎地区　□　小俣宿・明野宿 |

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景観形成基準 | 適合 | 主に配慮した内容 |
| ⑪形態意匠 | ○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。 | □ |  |
| ⑫緑化 | ○のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 | □ |  |
| ○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。 | □ |  |

【土石の採取・鉱物の掘採に関する事項】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景観形成基準 | 適合 | 主に配慮した内容 |
| ⑬採取等の方法 | ○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。 | □ |  |
| ⑭遮へい | ○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。 | □ |  |
| ⑮緑化 | ○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。 | □ |  |

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 景観形成基準 | 適合 | 主に配慮した内容 |
| ⑯集積、貯蔵の方法 | ○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 | □ |  |
| ⑰遮へい | ○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。 | □ |  |